

# 指導計画の変更と2019年度の状況

年間実施件数は新規個別指導は1月あたり実施件数が60件から24件に減少

表1：2020年度の指導計画（件数）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規個別指導	0	0	0	0	0	24	24	24	24	24	24	24	168
個別指導	0	0	0	0	0	10	10	10	10	10	10	10	70

表2：選定理由毎の個別指導の実施件数

年度	情報提供	再指導	高点数	その他	合計
2015年	10	21	3	1	35
2016年	3	24	0	6	33
2017年	18	42	0	1	61
2018年	42	53	4	2	101
2019年	51	33	3	1	88

## ◆9月から新規個別指導が再開へ

新型コロナウイルス禍で中止になっていた新規個別指導と個別指導が九月から再開され、来年三月まで毎月実施されること分かった。一方、年間の実施件数は当初の四月

## 高点数による個別指導は実施せず

年間実施件数については、新規個別指導は一月当たりの実施件数が六十件から二十四件に減少し、年間実施件数が二百九十六件から百六十八件に減少する。個別指導の年間実施件数は、新規個別指導は一月当たり約五十件、情報提供によるものが九件、その他の理由によるものが六件の実施予定であった。高点数による指導は、今年度は実施されない。

## 2019年度個別指導の状況 点数によるものは僅か3件

二〇一九年度の個別指導の半数以上が情報提供によるものであった。高点数によるものは僅か3件

個別指導は三件のみと例年と同様、非常に少ない。新型コロナウイルスの影響で点数が高くなり、指導を心配する声が増える。通知が来た場合は協会に相談を

協会は、保険診療の基本となるルールやカルテ記載の基本的な考え方などを中心に取り上げる。「新規開業医講習会」を定期的に実施している（開催日程等は6面参照）。新規開業医だけでなく、改めてルールを確

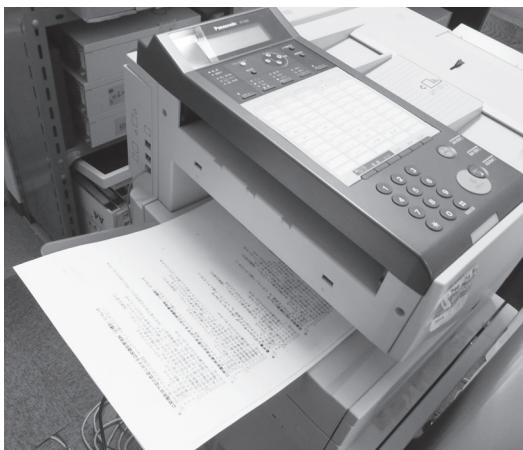
## 診療報酬改定アンケート

## 500名強のご協力 ありがとうございました

協会は、厚生労働省への要請等に反映させるため、本年十月五日より、「二〇二〇年度診療報酬改定に関するアンケート」を会員の先生方にお送りし、十月二十九日まで五百通を超える回答をいただきました。ここに、紙面をかきまして御礼申し上げます。

## 結果は後日まとめて報告します

なお、アンケート結果につきましては、後日、まとめて報告させていただきます。同時に、協会の諸活動の貴重な資料とさせていただきます。



協会のファクシミリに続々と届いたアンケートの回答用紙

## 歯科医療の中での歯科技工士と2人の技工士の存在 歯科技工士の社会的認識と評価



歯科技工士問題検討委員会委員長  
森元 主税  
協会理事

＜略歴＞もりもと・ちから：日本歯科大学卒、歯学博士。東京都北区に森元歯科医院開設。現在、東京歯科保険医協会理事、全国保険医団体連合会（保団連）副会長。歯科技工士資格、介護支援専門員（ケアマネージャー）資格も持つ。

## はじめに

歯科技工を行うことができない職種は、歯科技工士法の中に、歯科医師と歯科技工士の二人の資格者の業務独占との規定がある。歯科技工士法第二条において、それに関連した治療行為が付随していた。そして、歯科技工士と呼ばれる技工士と、歯科技工士という名の技工士が出現した。二人の技工士が存在すれば、業務範囲や業権に関するトラブルが起きるの必然だろう。「対面行為禁止」の誤解や委託技工問題（7対3問題）の原点がここにあるように思われる。

## 歯科技工士の社会的認識と評価

国民や患者の多くは、歯科技工士の製作した技工物を口腔内に装着しているが、歯科技工士の存在や重要性をどれだけ認識しているだろうか。「歯科技工士は対面行為が得意」と解釈できる。歯科技工士の存在や重要性が認知されないのは、この「対面行為禁止」の誤解が歴史上言い続けられたことも大きな原因の一つであろう。「危害を生じるおそれのない」対面行為を業務として、患者の利益のみならず、歯科技工士の満足度も増すことになる。現

## 歯科技工士問題の本質 証×検 いまこそ 考える時②

## ▼「歯科技工士法（業務上の注意）」

第二十条 歯科技工士は、その業務を行うに当たっては、印象採得、咬合採得、試適、装着その他の歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。この第二十条の解釈で、「危害を生ずるおそれのある行為」と「危害を生ずるおそれのない行為」が存在することになる。したがって、歯科技工士がみずから印象採得等の対面行為を業務とする場合は、前提条件として「危害を生ずるおそれのない」ことを医学的に診断する必要がある。したがってそれを診査するのは、当該歯科医師である。当該歯科医師の指示のもと、一連の行為が付随していた。そして、歯科技工士と呼ばれる技工士と、歯科技工士という名の技工士が出現した。二人の技工士が存在すれば、業務範囲や業権に関するトラブルが起きるの必然だろう。「対面行為禁止」の誤解や委託技工問題（7対3問題）の原点がここにあるように思われる。

在、患者の歯科医療に期待することの一つに、審美的な要求が挙げられる。例えば、前歯部の歯冠修復の色調や形態等、また、義歯の前歯部の排列等を製作する歯科技工士が診察することで、患者の満足度が増すことになる。当然、製作した歯科技工士の社会的認識、評価も上がり、歯科技工士のやりがいにも繋がると思う。